

令和4年度 大阪府障がい者虐待防止支援事業の主な取組み

目的	主な取組み内容
<p>1. 市町村の虐待対応力の向上</p> <p>(1) 通報受理から終結に至るまでの虐待対応</p> <p>(2) 虐待の早期発見、未然防止</p> <p>(3) 虐待防止ネットワークの整備</p>	<p>①市町村職員向け虐待対応研修の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎研修（新任者向け） 演習はオンライン会議システム（Zoom） 講義：動画配信（YouTube）。弁護士や大阪労働局、大阪府警等による講義資料を提供 演習：養護者による虐待の事例を用いた初動期対応に関する個人ワーク・グループワークを実施 ・現任研修（管理職向け） 講義：動画配信（YouTube）。また一部の講義をZoomによるライブ配信を行い、講義の中でグループワークを実施。また講義終了後に虐待対応に関する意見交換を実施 ・現任研修（現任者向け） 演習はオンライン会議システム（Zoom） 講義：動画配信（YouTube） 演習：従事者等による虐待の事例を用いた対応のグループワーク、虐待対応に関する意見交換を実施 <p>②障がい者虐待対応市町村検討会にて作成した研修テキストの活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村/虐待防止センター職員が、障害者虐待防止法及び法に基づく対応等、基礎的知識や対応のポイントを事例を通じて学べるよう、平成30年度～令和2年度に自主的研修テキストを作成 ⇒研修等の機会を通じて積極的な活用を喚起 <p>③専門性強化事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の虐待対応における困難事例について、大阪弁護士会、大阪社会福祉士会より専門職を派遣し、助言及び情報提供を受ける ⇒研修等機会を通じて積極的な活用を喚起。令和4年度実績：1件 <p>④自立支援給付支給事務等における市町村指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が障がい者虐待の対応を適切に行えるよう、市町村の課題等を把握し、必要な事務等手続きの周知徹底とともに、助言及び調整等を行う （府が策定する市町村指導実施計画に基づき、実地にて実施） ⇒令和4年度実績：14市町
<p>2. 障がい福祉サービス事業所の虐待防止</p>	<p>⑤事業所職員向け虐待防止研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に管理者や責任者を対象とし、オンライン実施 令和4年度から受講対象者を間接的防止措置実施者（学校の長、保育所等の長、医療機関の管理者）まで拡大 講義：動画配信（YouTube） 演習：オンライン会議システム（Zoom） 弁護士、学識、団体関係者等に加え、平成28年度より民間施設長を府研修の講師として起用 <p>⑥事業所に対する実地指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全事業者を対象とした集団指導・・・行政処分事案の周知や虐待防止に関する講義等を実施 ・個々の事業者に対する計画的な実地指導・・・人権に関わる研修や虐待認定後の改善状況の確認

令和4年度 大阪府障がい者虐待防止支援事業の主な取組み

目 的	主な取組み内容
-----	---------

3. 関係機関との連携	<p>⑦使用者虐待における大阪労働局との連携</p> <ul style="list-style-type: none">・大阪労働局担当者との定期的な実務者連絡会議の開催や、大阪方式の使用者虐待対応システムでの大阪労働局・市町村・府の連携による調査及び対応の実施・拡大版実務者連絡会議を開催。大阪労働局各担当課及び政令・中核市を含む7市を交えて労働局による実務に関する対応ポイントの説明や意見交換を実施、7市以外の市町村にも共有 <p>⑧近畿府県障がい者虐待防止担当者との連携</p> <ul style="list-style-type: none">・大阪府が主催し、すべての近畿府県が参加。各府県の研修や虐待対応等の取組み状況について情報交換実施 ⇒次年度から各府県持ち回りとし、年1回の定期開催となる <p>⑨DV対応、成年後見等に関する連携</p> <ul style="list-style-type: none">・大阪府「女性に対する暴力」対策会議へ参画し、関係機関の情報を共有・大阪府社会福祉協議会権利擁護推進室主催、成年後見制度等にかかる市町村研修の開催を府主管課、高齢者虐待担当課とともに周知協力・市民後見人養成講座にて障害者虐待防止法等についての講義動画を提供 <p>⑩大阪府障がい者自立相談支援センターの取組み</p> <ul style="list-style-type: none">・センターが主催する市町村障がい福祉担当新任職員向けの研修において、障がい者手帳申請等の窓口対応の場面での気づきにつながるよう、障がい者虐待に関する講義を実施 <p>⑪大阪府障がい者自立支援協議会虐待防止推進部会の設置運営</p> <ul style="list-style-type: none">・障害者虐待防止法第39条に基づき、都道府県の責務である連携協力体制の整備を図るため、府及び府内市町村、関係機関における虐待防止の取組み等を共有する。R2年度より市町村の取組み共有を行う ⇒R4年度は2市より報告
-------------	--

4. 虐待防止に係る広報啓発	<p>⑫啓発物配布等</p> <ul style="list-style-type: none">・早期発見、早期対応につなぐため、各種研修、集団指導等の様々な機会を活用して配布・広く府民に障がい者虐待防止について啓発を図るため、情報プラザに配架・障がい者や障がいについての理解の促進に関する啓発動画、イベント案内のため、YouTubeチャンネル開設・大阪府障がい者差別解消条例に基づき配置されている広域支援相談員の相談室に配架・児童虐待、女性に対する暴力、犯罪被害者支援所管課の施策集に虐待通報窓口や虐待防止の取組み内容等を掲載 <p>⑬大阪ふれあいキャンペーンSNSアカウント(Twitter・Instagram)での周知</p> <ul style="list-style-type: none">・障がい理解、イベント等、幅広い内容を掲載しているアカウントにおいて事業所向け研修等の情報を発信
----------------	--

障がい者虐待防止・権利擁護研修 <実績①>

1. 市町村・虐待防止センター職員コース(基礎研修・現任研修)

- ◆管理職向け研修では、日々の虐待対応など対人支援業務によって生じる担当者のストレスを管理職に理解してもらうために「対人援助職の二次受傷とそのケアについて」の講義をZoomによるライブ配信で行い、講義の中でグループワークを実施
- ◆現任者向け研修では、大阪労働局による「使用者による障がい者虐待の対応」の講義を現任者向けの内容で追加
- ◆「大阪府障がい者虐待防止支援事業の主な取組み」において、虐待防止推進部会での取組み内容を報告し、市町村と府内における虐待対応状況や課題等を共有し、虐待防止ネットワークの整備を促進

		基礎研修	現任研修
対象者		市町村障がい福祉担当課職員または市町村虐待防止センター職員(新任者)	市町村障がい福祉担当課職員または市町村虐待防止センター職員(管理職・現任者)
開催形式		講義:動画配信(YouTube) 演習:Zoom	講義:動画配信(YouTube)、管理職向けはZoomライブ配信 意見交換・演習:Zoom
目的		新年度人事異動後の虐待対応新任者への研修として位置づけ、継続的な支援を行えるよう年度当初に実施。法の主旨、制度内容を理解し、基本的な対応スキル及び初動期対応に特化して知識の習得を図る。	複層的な要因が絡む困難事例に対処できるよう、組織としての総合的な対応力向上と虐待防止ネットワークの整備促進等を目的とする。国研修の内容等を考慮し、管理者及び現任者を対象として実施。
カリキュラム	講義	「大阪府における障がい者虐待防止の取組みと対応状況」 「施設従事者等による障がい者虐待の対応」 「使用者による障がい者虐待の対応」 「労働局による障がい者虐待の対応」 「障害者虐待防止法における市町村の責務」 「警察による障がい者虐待の対応」	「障がい者虐待に関わる市町村の責務」 「対人援助職の二次受傷とそのケアについて」 「大阪府障がい者虐待防止支援事業の主な取組み」 「障がい者虐待対応における権利擁護の視点」「家族の思い」 「経済的虐待の対応」「成年後見」 「使用者による障がい者虐待の対応」 「市町村における障がい者虐待の対応」 「主に知的障がいのある人を対象とした障がい者虐待防止研修(わかりやすい情報提供)」 「性的虐待の対応」「DVの理解と障がい者虐待との連携」
	演習	「養護者虐待における対応について」	「施設従事者等による障がい者虐待の対応」 「虐待対応に関する意見交換」(管理職・現任者ともに実施)
実績		受講者数 令和元年度:75名 令和2年度:書面開催 令和3年度:書面開催 令和4年度:33名	受講者数 令和元年度:128名 令和2年度:74名 令和3年度:54名 令和4年度:53名

障がい者虐待防止・権利擁護研修 <実績②>

2. 障がい福祉サービス事業所等コース

- ◆平成28年度より民間の障がい福祉サービス事業所の管理者等を国研修に派遣し、府研修での講師として起用
- ◆「ヤングケアラーの現状と取組み」について、研修受講者が利用者を支援する中でヤングケアラーの可能性のある子どもを発見しやすい立場にあるため、講義項目に追加
- ◆令和4年度からの虐待防止委員会設置、研修実施等義務化に関する内容を盛り込み、各事業所での取組み促進を喚起
- ◆間接的防止措置実施者である学校、保育所等、医療機関、放課後等児童クラブ等にも受講対象者拡大

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス事業所等職員（主に管理者・虐待防止担当者を含む責任者） ・間接的防止措置実施者である学校、保育所等、医療機関、放課後等児童クラブ等において、研修内容を職場内職員に伝達・周知できる職員
開 催 形 式	オンライン
目 的	障害者虐待防止法の理解や管理者の責務、虐待防止委員会等をテーマとして学び、受講後に各事業所内での虐待防止研修（伝達研修）の実施を促進。事業所における障がい者虐待の防止と未然防止の取組みを促進を図る。
カ リ キ ュ ラ ム	<p>◎講義：YouTube動画配信 「大阪府における障がい者虐待の対応状況」「障害者虐待防止法の理解」「家族の思い」「障がい者の権利擁護」「障がい者福祉施設におけるメンタルヘルスの取組み」「アンガーマネジメント」「施設管理者の責務と虐待防止委員会」「事業所における虐待防止の取組み事例」「ヤングケアラーの現状の取組み」</p> <p>◎演習：オンライン会議システム（Zoom） 「『虐待の芽』の気づき」「管理者としての対応（通報義務）」「未然防止・再発防止策について」</p> <p>◎理解度チェック：YouTube動画にて講義及び演習の理解度を確認</p>
開 催 時 期	動画公開期間：令和4年11月28日～令和4年12月30日
過 去 実 績 （ 受 講 者 数 ）	<p>令和2年度：1,326名 令和3年度： 975名 令和4年度：1,318名</p> <p>※令和2年度以降はYouTube動画配信 ※受講者数については受講決定通知メール送付者数を計上</p>

障がい者虐待防止・権利擁護研修 <令和4年度の新たな取組み概要>

- ◆これまでの受講者アンケートや部会での委員意見をふまえ、新たなテーマを追加
- ◆新型コロナウイルスの感染拡大状況を鑑み、YouTube動画等を活用し、時間帯や環境等を問わずに視聴し、伝達研修に活用できる研修資料を提供。演習ではオンライン会議システム（Zoom）によるグループワーク、意見交換等を実施
- ◆学校、保育所等、医療機関、放課後等児童クラブ等において、障がい者虐待防止に関する理解を深めるため、庁内所管課に宛て研修資料の周知を依頼するとともに間接的防止措置実施者（学校の長、保育所等の長、医療機関の管理者）の受講コースを新設し、受講対象者を拡大

■新たな研修テーマの追加

- 市町村向け研修
「対人援助職の二次受傷とそのケアについて」
- 事業所向け研修
「ヤングケアラーの現状と取組み」

■オンラインによる研修実施

講義は時間帯や環境等を問わずに受講できるようYouTube動画を配信し、伝達研修等での活用を促進
演習はグループワーク、意見交換等をオンライン会議システム（Zoom）で実施
一部の講義はZoomによるライブ配信で行い、講義の中でグループワークを実施

■受講対象者拡大への対応

学校、保育所等、医療機関、放課後等児童クラブ等での障がい者虐待防止の意識を醸成し、間接的防止措置を適切に果たすことができるよう、厚生労働省の依頼に基づき庁内関係課あてに研修資料の活用を周知
令和4年度から間接的防止措置実施者（学校の長、保育所等の長、医療機関の管理者）の受講コース（講義のみ）新設

今後の研修における課題

- ・研修受講者アンケートや国研修プログラム、虐待対応状況調査の結果、虐待防止推進部会での協議、市町村指導、集団指導等各事業の内容を反映させ、引続き定期的に研修プログラムやテーマの見直しを行う
- ・研修受講者アンケートからも特に演習についてはオンライン開催ではなく、リアル開催を望む声が多く、次年度においては、講義はYouTube動画配信とし、演習は会場でのリアル開催を検討する
- ・障がい福祉サービス事業所内での虐待防止委員会設置や研修実施が義務化（R4.4月～）府主催の虐待防止・権利擁護研修の更なるニーズ拡大への対応が求められる
- ・学校、保育所等、医療機関、放課後等児童クラブ等への受講対象者拡大に伴い、実施計画や開催方法等を検討する

障がい者福祉施設従事者等による虐待への対応について

実務フロー（通報から権限行使まで）

虐待防止センターの役割

通報受理

事実確認等

虐待認定・改善指導

虐待認定の結果や苦情等により
実地指導等を実施

指定権者の役割

※必要に応じて事実確認から介入

権限行使

各指定権者による事業所への対応

- 集団指導（全事業者対象）⇒ 行政処分事案の周知や虐待防止に関する講義等を実施
- 実地指導（訪問等により個々に対応）⇒ 人権に関わる研修や虐待認定後の改善状況の確認

令和元年度と令和2年度の虐待件数と事業所数との比較

	令和元年度（令和2年度集計）			令和2年度（令和3年度集計）		
	虐待件数	全事業所数 ※1	発生率※2	虐待件数	全事業所数 ※1	発生率※2
全国	547	148,715	3.7‰	632	157,064	4.0‰
東京	37 (全国2位)	12,156	3.0‰	58 (全国2位)	12,613	4.6‰
大阪	76 (全国1位)	18,744	4.1‰	70 (全国1位)	19,831	3.5‰

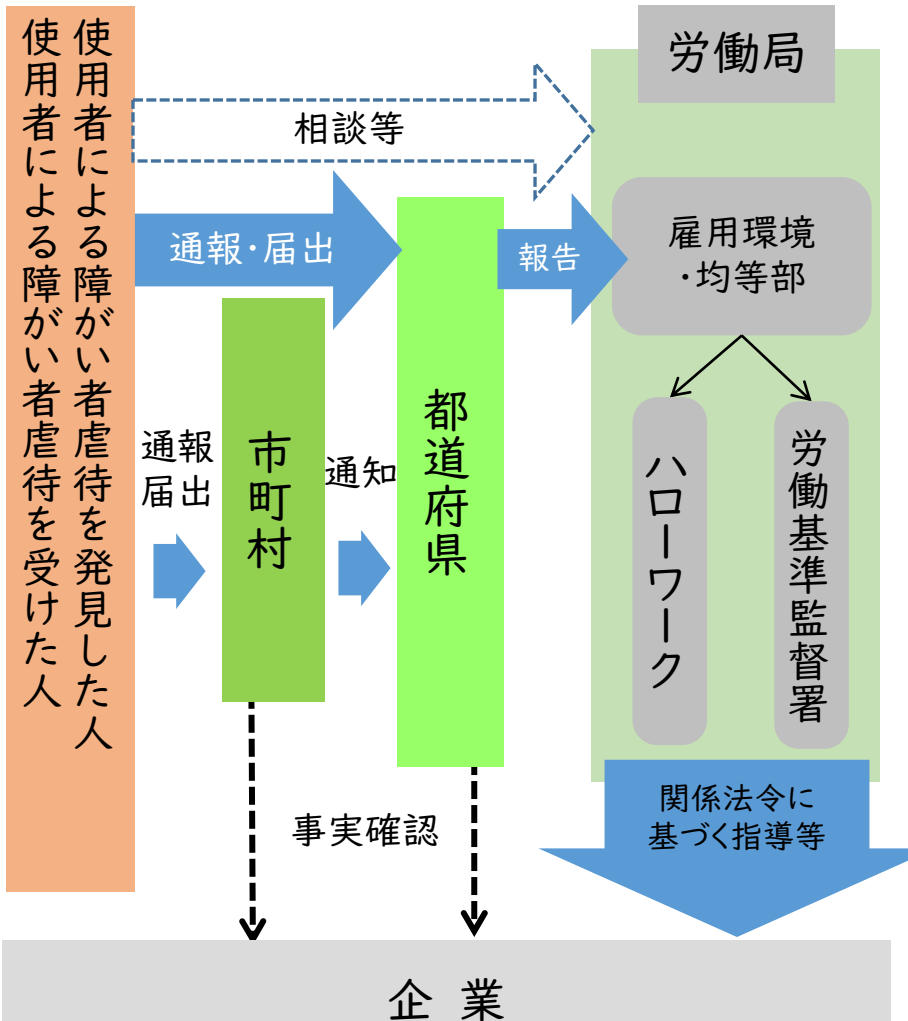
※1 令和2年10月1日現在の障害福祉サービス等事業所数（障害者支援施設等および障害者支援施設の昼間実施サービスを除く）

出典：統計で見る日本（<https://www.e-stat.go.jp/>）

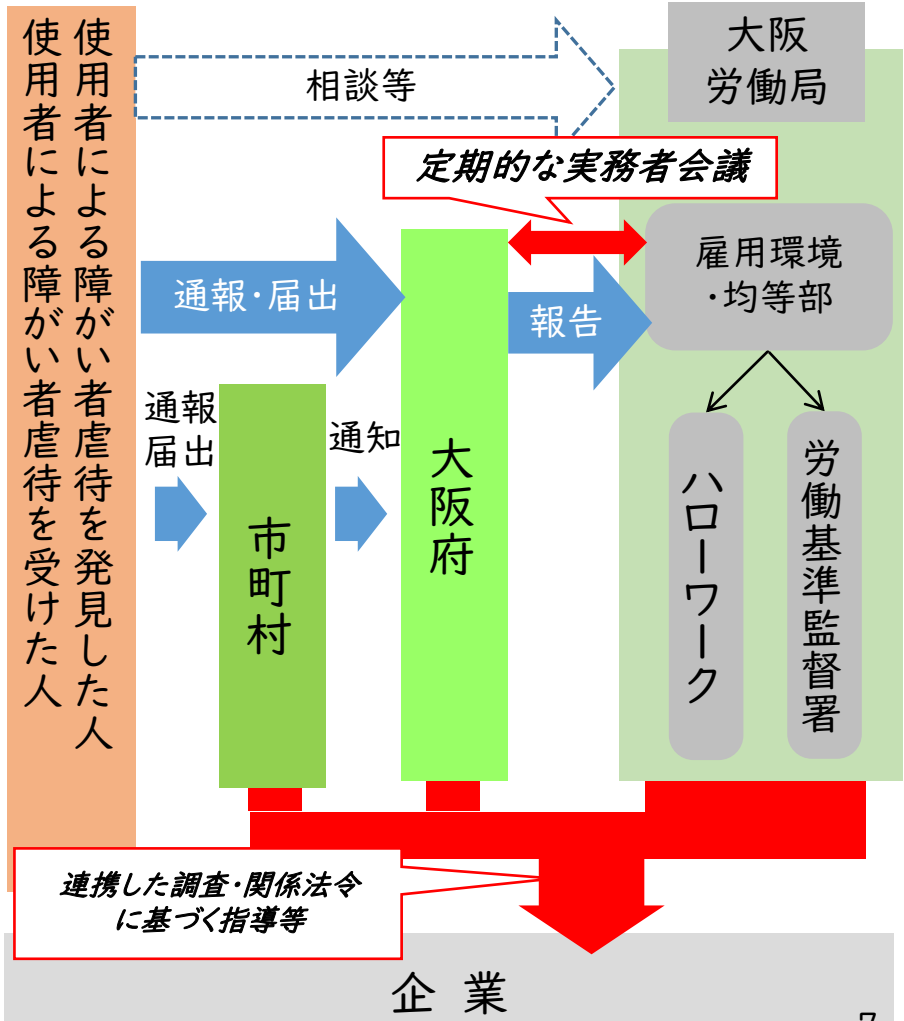
※2 算出方法：虐待件数／全事業所数×1000

使用者による虐待への対応について <対応スキームの比較>

使用者による障がい者虐待への対応 (厚生労働省スキーム)



使用者による障がい者虐待への対応 (大阪方式)



専門性強化事業

◆障がい者虐待の対応に悩む市町村障がい者虐待担当課に対し、府は弁護士、社会福祉士の専門職チームを派遣し、市町村の虐待対応方針検討の場において、対応のポイントや組織決定に関する助言、情報提供を受けることができる

事業概要

- 府は大阪弁護士会及び大阪社会福祉士会と契約し、市町村における障がい者虐待対応のために、弁護士、社会福祉士の専門職チームの派遣事業を実施
- 障がい者虐待対応を検討する場に、弁護士・社会福祉士の専門職チームを派遣し、より適切な対応の検討を行う
- 支援の方法や判断のポイント等について、専門的視点からの助言及び情報提供を得ることが目的


派遣の流れ

- ①府障がい者権利擁護センターへ連絡
- ②府へ専門相談依頼書に相談内容等を記入して送付
- ③日程調整後、府より弁護士会、社会福祉士会へ依頼
- ④担当の弁護士、社会福祉士が決定、府から市町村へ報告
- ⑤派遣の実施
- ⑥終了後、府へ会議録(概要)を提出

※大阪弁護士会及び大阪社会福祉士会と契約していない市町村が対象
(詳細は大阪府障がい者虐待対応マニュアル参照)

実施後市町村より

- ◎情報の整理ができ、不足している情報は何かがわかった
- ◎ケースの全体像を把握し、客観視することができた
- ◎虐待認定の法的根拠を確認することができた
- ◎組織決定した対応方針の見直し、共有ができた
- ◎終結に向けての道筋が整理できた
- ◎判断や対応のポイント、ノウハウの蓄積につながった

- 
- ・事実確認が難しい…
 - ・分離、保護すべきかどうか…
 - ・虐待の認定をする根拠は十分か…
 - ・終結と判断して良いか…
 - ・虐待対応を見直したい…

そんな時は

専門職派遣活用を検討を!!

問合せ先

大阪府 福祉部 障がい福祉室
障がい福祉企画課 権利擁護グループ

電話:06-6944-6271

市町村だけで悩まず、気軽にご相談ください。

近畿府県障がい者虐待防止担当者 情報交換会

- ◆近畿府県の障がい者虐待防止担当者を対象とし、今後の業務の向上等を資するため、各府県における障がい者虐待防止に係る対応状況などを中心とした情報交換会を開催
- ◆京都府(2名)、兵庫県(2名)、和歌山県(1名)、奈良県(2名)、滋賀県(2名)、大阪府(6名)が参加
- ◆各府県から情報交換したいテーマが多く集まり、次年度から各府県持ち回りで年1回の定期開催となる

各府県から出た情報交換テーマ

<研修関係>

○市町村職員向け、事業所職員向け研修

- ・実施状況や受講状況、受講促進について
- ・講義テーマ、講師について
- ・間接的防止措置先との連携について
- ・オンライン研修の実施状況や課題について

<その他>

- ・各府県の虐待防止所管の体制について
- ・府県版障がい者虐待防止の手引きの策定、見直しについて
- ・障がい者虐待防止にかかる啓発の取組みについて

<虐待対応関係>

○養護者虐待

- ・市町村の取組みの実態把握について
- ・警察からの虐待通報の状況、警察通報に関する市町村の対応状況について

○使用者虐待

- ・A型事業所を除く、都道府県・市町村による事実確認調査の実施状況について
- ・労働局との連携について

○施設従事者虐待

- ・事案発生時の市町村との連携について
- ・事業所指導時の独自のマニュアル作成について
- ・府県指導監査担当課の対応状況について

他府県の状況

○研修について

- ・各府県共通:今後の研修の流れは講義を動画配信などのオンラインで行い、演習は集合形式で行う
- ・兵庫県:社会福祉士、弁護士、県庁職員の3者で研修実施。講義だけでなく、グループワークにも参加してもらい、受講者から直接質問等もあり、有意義な研修となっている

○虐待対応関係

- ・京都府:養護者虐待対応において、京都府警と役割理解のために警察からの研修協力に加え、京都府職員も警察学校で虐待防止法や市町村との連携についての研修実施。実際に警察から京都府に虐待対応についての相談がある

市町村指導の実施

◆市町村が障がい者虐待の対応を適切に行えるよう、市町村の課題等を把握し、必要な事務等手続きの周知徹底とともに、助言及び調整等を行う。

◆令和4年度の実施状況：13市1町

確認項目

●障がい者虐待に関する対応について

- 通報又は届出を受けた後の安全確認、事実確認
- コアメンバー会議の開催（緊急性の判断・役割分担、メンバー等）
- 養護者の負担軽減に関する相談、養護者支援
- 面会の制限
- 立入調査の実施、警察署長に対する援助要請
- 成年後見制度の利用開始に関する審判請求、件数
- 個別記録の作成・管理（虐待認定・終結の判断根拠整理等）
- 対応方針検討会議の開催
- 虐待対応台帳、レビューシートの管理
- 施設従事者等による虐待の対応、都道府県への報告、指導担当課との連携
- 使用者による虐待に関する大阪労働局への報告・連携（府への労働相談票提出、ハローワーク・労基署との協働）
- 虐待防止・権利擁護に関する研修実施状況（職員向け、障がい福祉サービス等事業所向け、市町村向け）
- 重大事案の検証・発生要因の分析

●障がい者虐待の対応に関する整備体制について

- 休日・夜間を含む虐待対応の体制図作成
- 虐待対応マニュアルの整理
- チェックシート等の準備
- やむを得ない事由による措置の実施及び短期間養護を含む居室の確保
- 専門職相談等の契約・実施状況
- 協議会等での虐待対応状況に関する報告
- 関係機関、民間団体等との連携協力体制、虐待防止ネットワークの整備
- 虐待防止及び養護者支援に関する広報・啓発実施状況、啓発物の作成状況等

⇒改めて市町村間での対応力に大きな差があることを認識

障がい者虐待対応市町村検討会 <実績>

- ◆政令2市及び府域の各圏域から1市町村ずつに参画を依頼し、大阪府を事務局として構成
- ◆市町村における虐待対応力向上と虐待防止の取組推進のため、年度ごとにテーマを制定し運営

事業経過

■平成28～29年度 市町村における虐待対応終結事例の検証を実施

- 【成果】参画市の虐待対応力向上
- 【課題】検証で得た内容の全市町村への還元
⇒府全域の市町村が自主的に対応力向上に
取り組むための研修ツールが必要!!

■平成30～令和2年度

市町村職員に向けた虐待対応テキストの作成
参画市町村での対応事例、ポイント等を研修テキストにまとめる

- 【成果】平成30年度：養護者による虐待
- 令和元年度：施設従事者等による虐待
- 令和2年度：使用者による虐待

平成30～令和2年度 3か年の成果

■養護者・施設従事者等・使用者、それぞれの虐待対応における研修テキストを全3編構成として完成

⇒府内全市町村へ研修テキストを周知し、対応力向上に向けて積極的な活用を呼びかけるとともに、市町村職員向け研修等において研修テキストの具体的な活用方法を伝達

府が作成した研修テキスト



※活用してください!!

<市町村職員向け現任研修スライドより>

令和3～4年度 の取組み

■研修や市町村実地指導、専門職相談等の機会を通じて、市町村の現状や課題等に関する状況把握

- ⇒市町村担当者間の意見交換の場づくりを継続
- ⇒事例検討を行い、市町村の対応力の底上げを行う

大阪府における障がい者虐待防止にかかる現状と課題

◆市町村への後方支援対応状況 <各市町村の第6期障がい福祉計画をふまえて>

市町村間での対応力の差が課題

障がい者虐待対応課以外での
虐待の芽への気づきや
早期対応等、連携・協働の促進

府内全市町村における、
障がい者虐待防止の
ネットワーク構築・整備促進

(令和2年度国調査時点:25/43市町村)
※新型コロナウイルス感染症拡大等の影響で、協議会等が
未実施だったため、27→25市町村となっている

○府における障がい者自立相談支援センター、
女性相談センター、こころの健康総合センター
等との情報共有・協働を一例とし、
今後も取組みを検討

○研修での講義や意見交換の他、市町村指導
等の機会を利用し、ネットワーク構築・整備
を促進

○全体的な市町村の対応力底上げのため、
新たに事例検討会や意見交換会の
実施を検討

○先進市町村をモデルとした、
ネットワーク整備のためのノウハウの共有

虐待事案の未然防止・早期発見・早期対応にオール大阪で
取り組む体制の強化により

重大な障がい者虐待ゼロの実現を!!